

●センターのご利用について●

- 「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に規定された公益法人であり、収益を主な目的としていませんので、安心してお仕事をお任せいただけます。
- 地方自治法施行令では随意契約ができる団体として規定されているなど、極めて公益性の高い団体です。
- センターは、健康で働く意欲のある高齢者が自己の経験や能力を活かして働くことにより、追加的収入を得るとともに、生きがいの充実や活力ある地域社会づくりに寄与することを目指しています。
- センターは、地域社会に根ざした高齢者向けの仕事を、「雇用」によらず会員の就業形態により、「請負・委任」または「派遣契約」によってお引受けするものです。また、諸条件などにより、お引受けできない仕事もありますので、作業場所の区域を担当する事務所までお気軽にお電話ください。
- センターは、臨時のかつ短期的な就業を基本としていますので、会員は長期間にわたる就業はできません。契約期間が長期にわたる場合は、会員一人あたりの就業は、概ね週20時間以内、月80時間以内としています。この範囲を超える場合は、複数会員によるローテーション就業で対応させていただきます。
- 臨時のかつ短期的な雇用による有料職業紹介事業も取り扱っています。
- 代金(契約金)はセンターに支払っていただき、賃金や給与ではありません。
- 「請負・委任」契約については万一の事故に備え、会員は「団体傷害保険」「損害賠償責任保険」に加入していますが、危険・有害な作業や損害賠償額が多額となることを見込まれる仕事は、原則お引き受け出来ません。
- 「派遣」契約については労働者災害補償保険に加入しています。

●会員登録を希望される方は●

- 大阪市内にお住まいの原則60歳以上の健康で働く意欲のある方を募集しています。
- ご入会のお問い合わせなどは、お住まいの区域を担当する事務所までお気軽にお電話ください。
- 入会説明会に参加し、センター事業の趣旨に賛同して入会申込書を提出し、会費年額1,200円の納入が入会の要件となっています。

お問い合わせ・お申し込みは

公益社団法人 大阪市シルバー人材センター

ホームページ <http://www.osakasc.or.jp>

本部	城東区関目3-1-14	担当区 都島、旭、城東、鶴見	☎ 6931-0221
南部支部	天王寺区東高津町12-10 大阪市立社会福祉センター内315号	担当区 中央、天王寺、浪速、東成、生野、阿倍野、東住吉、平野	☎ 6765-6116
西部支部	西区立売堀4-10-18 大阪市阿波座センタービル内3階	担当区 福島、此花、西、港、大正、住之江、住吉、西成	☎ 6543-7011
北部支部	北区池田町1-50	担当区 北、西淀川、淀川、東淀川	☎ 6882-3830
訪問介護事業所	城東区関目3-1-14 (本部事務所併設)	担当区 市内全域を対象	☎ 6180-1010

シルバーは がんばりまっせ! やりまっせ!

そくま
のだから
仕事して
!



 **公益社団法人 大阪市シルバー人材センター**